

令和8年第4回4月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和8年4月7日(火) 午後3時57分から午後4時38分

2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

3. 出席委員数 36人中、33人出席

4. 出席委員名

1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也
6. 杉野森由美子 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造
11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美
16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春
21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 27. 長谷川秀樹
29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰
34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 33人

5. 欠席委員 23. 鎌田 誠 26. 工藤 恒實 28. 小山内 壽 計3人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第 5号 専決処分の報告について

報告第 6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第21号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第23号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第24号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 次長：高橋美香子 次長：村田龍治 主査：吉田純也
専門員：吉田真也 計6人

8. 会議の概要

事務局長（中野拓哉）

委員の皆様が揃いましたので、「令和8年第4回（4月）つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

新年度がいよいよ始まりました。新たな気持ちで農業委員会発展のために、私たち頑張って行かなければならないという気持ちが一入強くなりました。最後まで宜しくお願い致します。

さて、農作業も忙しくなりますけれども、体には十分ご注意いただき安全に農作業を進めてくださればと思います。

本日は4月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には18番秋田谷廣次委員、19番工藤しのぶ委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第 5号 専決処分の報告について

報告第 6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 2 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 2 3 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第 2 4 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

以上、報告 3 件、議案 6 件、計 9 件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第 5 号 専決処分の報告について」、「報告第 6 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」、「報告第 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について」、以上 3 件を事務局から報告させます。

事務局報告（村田次長）

1 ページをお開き下さい。報告第 5 号について説明致します。

つがる市農業委員会規則第 7 条の規定に基づき農業委員会事務局職員の任免について別紙のとおり専決処分したので報告する。令和 8 年 4 月 7 日提出、つがる市農業委員会会長。

処分理由は、令和 8 年 3 月 3 1 日及び令和 8 年 4 月 1 日付けで専決処分したので報告するものであります。2 ページをお願い致します。

この度の、人事異動により事務局職員が異動となりましたので、ご報告致します。

まず、退職する職員ですが、会計年度任用職員の工藤賢聖が退職します。

出向となる職員ですが、竹内攻規が民生部市民課副参事となります。

次に出向により任命となる職員ですが、高橋美香子が事務局副参事兼次長兼農地係長となります。ここで、新任の職員より挨拶がございます。

（高橋次長が挨拶する）

それでは、議案の説明に戻ります。3 ページをお開き願います。報告第 6 号について説明致します。令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について。令和 8 年度最適化活動の目標を設定したので報告します。令和 8 年 4 月 7 日提出、つがる市農業委員会会長。

報告理由ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、最適化活動の目標を設定したので報告するものであります。

内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させていただきます。5 ページをお開きください。令和 8 年度の「最適化活動の目標」です。

（1）農地の集積。①の現状及び課題では、管内の農地面積 14,200ha、これまでの集積面積が 11,350ha で、集積率は 79.9%となっています。②の目標ですが今年度末の集積面積 11,680ha、集積率 82.3%を目標とします。

（2）遊休農地の解消。①の現状及び課題ですが、現状、1 号遊休農地面積が 10.2ha となっており、②の目標として緑区分の遊休農地を 1.2ha 解消を目標としてございます。目標達成のため、委員の皆様には農地パトロールのご協力をお願いしたいと思

ます。以上、簡単ではございますが報告第6号の説明を終わります。

続きまして、報告第7号についてご説明致します。議案の7ページです。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第7号は、7ページの番号45番から19ページの73番までの29件です。解約面積の合計は田が221,710㎡、畑が149,363㎡です。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第19号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

説明に入る前に52ページから54ページにかけての番号309番、310番、311番の3件の申請について訂正があります。議案の権利種別の欄が「3条賃貸借」となっておりますが、309番から311番については、正しくは「解除条件付き3条賃貸借」となりますので訂正をお願いします。また、併せて譲受人の申請事由の欄も「賃貸借」から「解除条件付き賃貸借」に訂正をお願いします。

訂正について説明します。番号309番から311番の申請の譲受人である「株式会社にしきた」ですが、「農業関係者が総議決権の過半を占めること」とする農地所有適格法人の要件を満たしておらず、そのため一般の法人として、適正に耕作されなければ賃貸借契約を解除する条件などが付された「解除条件付き賃貸借」として申請を受付しております。訂正については以上となります。

それでは20ページをご覧ください。「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和8年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第19号は、番号240番から75ページの番号352番までの113件です。内訳は所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が11件で面積は田が91,373㎡、畑が21,249㎡、樹園地が8,118㎡。「贈与」の申請が21件で面積は田が101,110㎡、畑が2,828㎡、樹園地が7,936㎡です。また、「賃貸借」の申請が72件で面積は田が793,776㎡、畑が30,945㎡。「解除条件付き賃貸借」の申請が3件で面積は田が71,445㎡。「使用貸借」の申請が6件で面積は田が52,282㎡、樹園地が35,460㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから38ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

次に、売買価格について説明します。20ページの240番の田は10a当たり30万円、241番の樹園地も10a当たり30万円、21ページの242番の田は総額660万円、10a当たり26万3千円、243番の田は10a当たり22万円、22ページの244番の田は10a当たり20万円、245番の田は10a当たり25万円、246番の田は10a当たり20万

円、23ページの247番の畑は10a当たり25万円、248番の畑は10a当たり6万円、249番の畑は総額50万円、10a当たり6万円、24ページの250番の畑は10a当たり5万円です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結致します。これより、議案第19号を採決致します。おはかり致します。議案第19号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次の議案第20号については、本職が関係しておりますので、議長を杉森会長職務代理者をお願いしたいと思います。それでは、杉森会長職務代理者、よろしくお願ひ致します。

（藤本会長が議長席より退席し、「自席」へ移動）

（杉森会長職務代理者が、「議長席」に着く）

議長（杉森会長職務代理者）

会長職務代理者の杉森です。暫時（ざんじ）の間、議長を務めますのでよろしくお願ひ致します。

議長（杉森会長職務代理者）

それでは、「議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、1番 松橋正行委員、2番 古坂光司委員、3番 高橋敦樹委員、15番 吉田秀美委員、29番 藤本正彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（1番 松橋正行委員、2番 古坂光司委員、3番 高橋敦樹委員、15番 吉田秀美委員、

29番 藤本正彦委員の退席を確認後に進行する)

議長 (杉森会長職務代理者)

それでは、議案第20号について説明を求めます。

(事務局説明) 吉田専門員

議案の76ページをお開きください。議案第20号について説明致します。

議案第20号は、番号923番から77ページの928番までの6件です。内訳は、「賃貸借」の申請が6件で面積は合わせて田が60,009㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書39ページと40ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われ
ます。以上で説明を終わります。

議長 (杉森会長職務代理者)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長 (杉森会長職務代理者)

ないようですので、議案第20号の質疑を終結致します。これより、議案第20号
を採決致します。おはかり致します。議案第20号は、原案のとおり許可することに、
ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長 (杉森会長職務代理者)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり許可することに決定致しました。

1番 松橋正行委員、2番 古坂光司委員、3番 高橋敦樹委員、15番 吉田秀美
委員、29番 藤本正彦委員、入室願います。

(1番 松橋正行委員、2番 古坂光司委員、3番 高橋敦樹委員、15番 吉田秀美委員、
29番 藤本正彦委員の入室・着席後に進行する)

議長 (杉森会長職務代理者)

ここで、議長を藤本会長に交代致します。ご協力ありがとうございました。

(杉森会長職務代理者が議長席より退席し「自席」へ移動)

(藤本会長が、「議長席」に着く)

議長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第21号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見に

ついて」を議題と致します。説明を求めます。

(事務局説明) 吉田専門員

78 ページをお開きください。議案第 2 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和 8 年 4 月 7 日提出、つがる市農業委員会会長。

番号 1 の申請地は、木造赤根の田 1 筆で面積が 432 m²です。住宅及び農業用倉庫を新築するための申請です。周辺は農地と宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

議長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。2 番古坂光司委員、報告をお願い致します。

(2 番古坂光司委員報告)

現地確認の報告を致します。本日午前 10 時 00 分より、「35」番「神」委員と私「2」番「古坂」事務局長と吉田専門員の 4 人で確認してまいりました。

番号 1 番の申請の場所は、つがる市消防署より東に約 330m に位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長 (藤本正彦会長)

報告が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第 2 1 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 2 1 号を採決致します。おはかり致します。

議案第 2 1 号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 1 号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

79ページをお開きください。議案第22号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和8年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

番号4番の申請地は、木造赤根の田1筆で面積が138㎡です。住宅及び農業用倉庫を新築するための申請です。周辺は農地と宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。2番古坂光司委員、報告をお願い致します。

（2番古坂光司報告）

現地確認の報告を致します。本日午前10時00分より、「35」番「神」委員と私「2」番「古坂」事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。番号6番の申請の場所は、市役所より北に約1.5kmに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号7番の申請の場所は、市役所より北に約300mに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結致します。

これより、議案第22号を採決致します。おはかり致します。

議案第22号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第23号農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致しま

す。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは80ページをご覧ください。議案第23号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和8年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第23号の件数については、一括方式の貸借が3件、機構から受け手への貸付が1件の計4件となっております。81ページをご覧ください。番号6番。利用権を設定する農用地は、木造菰槌の田11筆で、面積は28,235㎡です。期間は5年間で、賃借料は10a、30,000円となっております。次に、82ページの番号7番。利用権を設定する農用地は、木造平滝と牛瀉町大田光の畑4筆で、面積は23,464㎡です。期間は5年間で、無償の使用貸借となっております。次に、番号8番。利用権を設定する農用地は、稲垣町福富の田5筆で、面積は11,365㎡です。期間は10年間で、無償の使用貸借となっております。続いて、83ページの番号9番。利用権を設定する農用地は、木造下福原の田1筆で、面積は10,352㎡です。期間は来年令和9年2月までで、賃借料は10a、20,000円となっております。こちらは個人から法人への貸し直しのための申請となっております。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により5月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（杉森委員）

整理番号8番、終期は18年ではないか。

事務局説明（吉田主査）

そうですね。整理番号8番の終期は令和18年5月です。訂正お願いします。

議長（藤本正彦会長）

他にありませんか。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結致します。

これより、議案第23号を採決致します。

おはかり致します。議案第23号は、原案のとおり要請することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第24号 贈与税の納税猶予及び不動産取得の徴収猶予に関する適格者について」を議題と致します。説明を求めます。

(事務局説明) 吉田主査

84ページをお開きください。議案第24号について説明します。

「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」農地等の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求める。令和8年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、84ページに記載されている1件であり、年齢、農業従事年数、認定農業者などの適格要件を満たしております。

なお、贈与税の納税猶予を受けるか、相続時精算課税制度を選択するか、不動産取得税の徴収猶予を受けるかは、一括贈与を受けた受贈者の判断で申告することになります。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第24号の質疑を終結致します。これより、議案第24号を採決致します。おはかり致します。議案第24号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（中野事務局長）

- 1) 日 時 令和8年5月8日(金) 午後4時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

- 2) 日 時 令和8年6月9日(火) 午後2時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 令和8年度 農業委員会新年度交流会について（村田次長）
- 2) 農地事務処理状況について（吉田主査）
- 3) 農用地のあっせんのお願について（吉田主査）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和8年第4回（4月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。